

5 輸送の安全にかかわる行政指導等に関する事項

5.1 事故等の報告に基づく行政指導の実施状況

○国では、鉄軌道事業者に対して、重大な事故が発生した場合や、社会的な影響の大きい輸送障害が発生した場合等には、輸送の安全の確保のため、事案の原因の究明や再発防止を求める等の行政指導を行っています。

○平成19年度は、事故等の報告に基づき、計17の鉄軌道事業者に対して23件の文書による行政指導を行い、改善を求めました¹⁷。

事業者	指導の概要	発出日
名古屋鉄道	踏切道に係る安全確保の再徹底について	H19. 4.16
長崎電気軌道	軌道輸送の安全確保について	H19. 5.30
弘南鉄道	輸送の安全確保について	H19. 6.12
JR 東日本	東北線の輸送障害について	H19. 6.22
JR 西日本	福知山線列車脱線事故に係る対応策について	H19. 6.29
東京都交通局	浅草線輸送障害について	H19. 7. 9
JR 西日本	異常時における適正な運行管理について	H19. 7. 20
JR 貨物	貨物列車逸走に係る安全確保の徹底について	H19. 8.21
JR 九州	保守作業時の安全の確保について	H19. 8.24
阪急電鉄	無資格運転の防止について	H19. 8.27
JR 東海	「列車等の運転に直接関係する作業を行う係員」に対する適性の確認に係る管理の徹底について	H19.10. 5
JR 西日本	車両の適正な検査の実施について	H19.10. 5
京阪電気鉄道	保守作業時の安全確保の徹底について	H19.10.10
JR 北海道	輸送の安全確保について	H19.10.22
東京都交通局	大江戸線輸送障害について	H19.10.24
西武鉄道	薬物使用等の防止の徹底について	H19.10.26
山陽電気鉄道	鉄道輸送の安全確保について	H19.11.16
名古屋ガイドウェイバス	輸送の安全確保について	H19.11.16
JR 北海道	長時間にわたる輸送障害について	H19.12.17

¹⁷ 事故等の報告に基づく行政指導とそれに対する主な改善報告の内容を資料3に掲載しています。

事業者	指導の概要	発出日
JR 西日本	ホーム上での作業における安全確保の徹底について	H20. 1.18
秩父鉄道	鉄道運転事故の防止について	H20. 2.12
湘南モノレール	鉄道の安全輸送の確保について	H20. 2.25
JR 東日本	鉄道の安全輸送の確保について	H20. 2.25

(平成 19 年度)

5.2 保安監査の実施状況

- 国では、鉄軌道事業者に対して、輸送の安全を確保するための取組み、施設・車両の管理・保守、運転の取扱いが適切かどうかについて、全国 202 事業者(平成 19 年度末)を対象として保安監査¹⁸を行っています。
- 平成 19 年度は、計 67 回、54 事業者に対して計画的な保安監査を実施し、うち 33 事業者に対して行政指導を行い、改善を求めました。
- また、上記の他、輸送の安全を確保するための取組みが適正かどうか等について確認する必要のある場合には特別に保安監査を実施しています。平成 19 年度は5事業者に対して実施し、うち4事業者に対し次の行政指導を行うとともに、1事業者に対し事業改善命令を発出し、改善を求めました^{19,20}。

【行政指導】

事業者	概要	発出日
長崎電気軌道	運転事故等が運輸局に未報告のものがあり、社内体制等に問題があることが認められたため保安監査を実施し、安全管理に対する取組みの全社的な見直し、運転事故等が発生した場合の確実な報告、事故防止に係る取組みの強化等を指導した。	H19. 6. 29
弘南鉄道	列車脱線事故後の調査で不適切な運転取扱いが認められたため保安監査を実施し、安全に関する取組みの全社的な見直し、運転取扱いにおける実施基準の遵守、教育計画の策定及びそれに基づく教育の実施等を指導した。	H19. 7. 12
大阪市交通局	入換信号機冒進等の調査の結果、安全管理体制が不十分であることが認められたため保安監査を実施し、安全上の問題がある事象等が発生した場合の調査、分析及び再発防止対策の確実な実施を指導した。	H19. 7. 20
JR貨物	車輪フランジの異常摩耗が発生し、保守管理体制等が不適切であることが認められたため保安監査を実施し、安全管理に対する取組状況の把握及び指導監督体制の見直し、車両の保守体制の再検討、車両フランジの異常摩耗の原因究明と再発防止対策の実施等を指導した。	H19. 11. 8

¹⁸ 保安監査は鉄道事業法第 56 条の規定に基づき実施する立入検査の一つであり、その監査項目等が鉄道事業等監査規則に定められています。

¹⁹ 輸送の安全を確保するための取組みが適正かどうか等について確認した保安監査における行政指導に対する主な改善報告の内容等を資料4に掲載しています。

²⁰ 事業改善の命令の内容については「5. 3 鉄道事業法及び軌道法に基づく行政処分」を参照下さい。

5.3 鉄道事業法及び軌道法に基づく行政処分(事業改善の命令)

○国は、鉄道事業者の事業について輸送の安全、利用者の利便その他公共の利益を阻害している事実があると認めるときは、事業の改善を命じています。

○平成19年度は、保安監査の結果、安全上の不備が確認された事業者に対して、鉄道事業法に基づく事業改善命令を1件発出し、事業の改善を求めました²¹。

事業者	概要	発出日
島原鉄道	踏切無遮断による鉄道運転事故を受け、鉄道施設の保守管理体制等が不適切であることが認められたため保安監査を実施し、鉄道施設・運転保安設備の改良工事・許認可等の申請手続きの総点検や、安全管理体制の検証・改善並びに安全意識の徹底等を命じた。	H20. 2. 12

(平成19年度)

²¹ 発出した事業改善命令とそれに対する主な改善報告の内容を資料5に掲載しています。

5. 4 事故等の再発防止のための行政指導

○国は、事故等に応じて、その再発防止を図るため、当該事故等を発生させた事業者のみならず、必要に応じて、関係する全国の鉄軌道事業者に対して安全確保のための行政指導を行っています。平成 19 年度に行った通達による行政指導は次のとおりです²²。

指導の概要	発出日
踏切道における安全対策について	H19. 4. 4
鉄軌道の事故防止について（プラットフォームからの転落事故等に対する安全対策について）	H19. 5. 25
西日本旅客鉄道株式会社福知山線列車脱線事故に係る鉄道事故調査報告書について	H19. 6. 29
鉄道輸送の安全確保について ～緊急保安情報～（弘南鉄道における列車脱線事故及びインシデント(閉そく違反)について）	H19. 7. 12
エスカレーターの事故防止について	H19. 8. 14
睡眠時無呼吸症候群(SAS)の把握について	H19. 8. 24
無資格者による列車等の操縦作業の再発防止について	H19. 8. 27
西日本旅客鉄道株式会社福知山線の列車脱線事故に係る対応について	H19. 9. 4
列車出発時等の安全確保について	H19. 9. 21
株式会社ゆりかもめの列車脱線事故に係る対応について	H20. 2. 29
鉄道輸送の安全確保について ～緊急保安情報～（湘南モノレールにおけるインシデント(信号冒進)について）	H20. 3. 3

(平成 19 年度)

²² 行政指導の内容(通達)を資料6に掲載しています。

5.5 踏切道改良勧告の発令状況

- 国は、鉄道事業者及び道路管理者又は鉄道事業者が正当な理由がなく立体交差化計画等に従って踏切道の改良を実施していないと認めるとき、踏切道改良促進法に基づき、当該踏切道の改良を実施すべきことを勧告することができます。
- この勧告制度は平成 18 年度より設けられたものであり、これまでに発出された勧告はありません²³。

²³ 踏切道の改良に向けた取り組みについては、「7. 1 踏切保安設備の整備状況」を参考にして下さい。

5.6 運輸安全マネジメント評価の実施状況²⁴

- 国は、鉄軌道事業者に対して、経営トップや安全統括管理者等の経営管理部門が行う安全管理体制への取組状況について評価し、更なる輸送の安全の確保に資する改善方策等の助言を行う「運輸安全マネジメント評価」を実施しています。
- この評価制度は平成 18 年度 10 月から開始されており、本省大臣官房運輸安全監理官付運輸安全調査官及び地方運輸局鉄道部等の職員が評価を実施しています。
- 平成 18 年 10 月から平成 20 年 3 月までの間には、計 70 の鉄軌道事業者に対して 85 回、運輸安全マネジメント評価を行いました。

²⁴ 運輸安全マネジメント評価の詳細については、運輸安全に関するホームページ <http://www.mlit.go.jp/unyuanzen/index.html> をご覧下さい。